

# 平成28年度 臨時福祉給付金のお知らせ

問い合わせ 社会健康課 ☎ ⑤2152

平成26年4月の消費税率引上げによる負担を軽減するため、臨時福祉給付金を支給します。

## 支給対象者

次の要件の全てに該当する方

○平成28年1月1日に大竹市に住民票がある方

○平成28年度の市民税が非課税で、課税者に扶養されていない方

○生活保護を受給していない方  
※ 支給決定日より前に亡くなった場合は対象外です。

## 支給（不支給）決定

記載事項・添付書類の整った申請書を受理して2か月後に、支給（または不支給）決定通知書を交付します。支給決定の場合は支給できない理由を記載しています。

## 振り込め詐欺にご注意ください

市や厚生労働省などがメールで手続きをお願いすることや、ATM（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作や手数料の振り込みを求めるることは絶対にありません。  
不審な電話や郵便などがあったときは、社会健康課までご連絡ください。

平成28年度臨時福祉給付金を受け取るためには、申請が必要です。支給対象者と思われる方がいる世帯には、申請書を送付します。内容を確認の上、氏名の後ろに押し、必要事項を記入して、返信用封筒で郵送してください。（切手は不要）

※ 添付書類が必要な場合があり

## 人権擁護委員に 坂本スミエさんが再任されました

問い合わせ 自治振興課 ☎ ⑤2145

7月1日から、坂本スミエさんが人権擁護委員に再任されました。



### 人権擁護委員とは

地域の住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動や、法務局や公共施設などで皆さんから人権相談を受けるなど、国民一人ひとりの人権を守るために活動をしています。

現在、大竹市では坂本さんの他に、吉原陽子さん、弘兼秀子さん、正木静夫さん、前安井美千子さんの5人が人権擁護委員として活動されています。

## 参加者募集

## 人権問題啓発活動推進者 育成研修会

問い合わせ 自治振興課 ☎ ⑤2145

市民の立場で人権問題の啓発活動を推進するため、人権問題に関する基礎的な知識を修得する機会をつくり、その体験をもとに広く市民に対して啓発を行う活動者を育成します。

とき 9月24日(土)

10時～15時10分（9時40分受付開始）

### ところ

午前 はつかいち文化ホール さくらぴあ

午後 廿日市市役所7階会議室

対象 次の①～③のいずれかに該当する方

- ①地域における人権問題の啓発活動推進者として活動する意欲がある方
- ②これまでに人権問題啓発活動推進者育成研修を受講したことがある方
- ③日頃から地域活動に熱心な方や、公民館などの学習講座、PTA活動、また、民生委員・児童委員などとして地域活動の経験がある方

申し込み 9月9日(金)までに電話で自治振興課へ。